

千葉県保健福祉センター保健師等学生臨地実習受入れ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保健福祉センターにおいて行う保健師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士の養成施設（以下「養成施設」という。）の学生の臨地実習受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実習の対象者)

第2条 実習の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に所在する看護系大学のうち、保健師としての就業を希望する学生
- (2) 市内に所在する（公益財団法人 千葉県保健医療事業団）看護師養成機関の学生
- (3) 市内に居住する管理栄養士養成施設の学生
- (4) 市内に所在する歯科衛生士養成機関の学生

(実習受入れの申請)

第3条 在籍する学生を実習させようとする養成施設の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した臨地実習受入申請書（様式第1号）をもって、申請書実習を実施する年度の4月末までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設名
- (2) 在学学部、学科及び実習実施年次等
- (3) 実習目的
- (4) 実習期間
- (5) 実習日数
- (6) 実習人数
- (7) 学生氏名

2 申請時において、前項各号に掲げる事項の一部が確定していない場合にあつて、市長が特に認めるときは、申請書の一部を記載せずに申請を行うことができる。この場合において、申請者は当該事項確定後速やかに市長へ報告するものとする。

(実習受入れの決定)

第4条 市長は、前条第1項に基づく申請があつたときは、次に定める事項を審査し、臨地実習受入承認通知書（様式第2号）または臨地実習受入不承認通知書（様式第3号）により、実習受入れの可否を養成施設の代表者に通知するものとする。

- (1) 実習の目的、内容等が保健福祉センターで実施することが適当と認められること。
- (2) 実習の受入れにより、保健福祉センター業務に支障が生じないこと。

2 前項の規定に基づく決定を行うに際し、実習の受入れ先となる保健福祉センター健康課長と協議するものとする。

(実習実施の依頼)

第5条 養成施設の代表者は、第4条第1項の通知を受けた場合は、実習開始の1ヶ月前までに市長に臨地実習依頼書(様式第4号)を提出するものとする。

2 前項に定める臨地実習依頼書には、第3条第1項に定める内容のほか、実習実施に当たって申し出が必要な事項を記載するものとする。

(誓約)

第6条 受入れの決定された養成施設の代表者は、実習開始の1ヶ月前までに市長に誓約書(様式第5号)を提出しなければならない。

(費用の負担)

第7条 実習にかかる実費、実習場所を移動するための交通費等は、学生の負担とする。

(留意事項)

第8条 実習を受ける学生は、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習を受ける学生は、実習時間中、千葉市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、市長、受入れ先の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習を受ける学生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

4 実習を受ける学生は、病気等のために予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(実習の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習を受ける学生が第8条の規定に従わない場合。その他、実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより保健福祉センター業務に支障が生じ、又はそのおそれのあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、速やかに受入中止決定書(様式第6号)により養成施設の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第10条 実習を受ける学生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなけれ

ばならない。

- 3 養成施設の代表者及び実習を受ける学生は、実習を受ける学生が故意又は過失をもって第8条各項の規定に反する行為により、千葉市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。
- 4 第三者に与えた損害等により、千葉市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、千葉市が被った損害の補填をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、保健福祉局健康福祉部長が定める。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。